



令和4年10月13日

箱根町記者発表資料

省エネ設備等更新促進補助金制度創設について

1 目的

町内中小企業等が使用している機械設備や機器をより電力や燃料等の効率が高いものに更新することを促し、環境先進観光地として地球にやさしい社会づくりに寄与するとともに、高騰する電力、燃料価格への負担を軽減するため、補助金制度を創設します。

2 内容

[補助対象者]

町内で店舗等を営み、今後も当該事業を町内で継続する意向のある中小企業等

[補助対象経費]

町内中小企業等が事業の用に供している設備等を省エネルギー・高効率となる設備等へ更新するもの

<補助対象設備の例>

- ・ LED 照明器具
- ・ 高効率空調設備
- ・ 業務用冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫など）
- ・ 業務用厨房機器
- ・ ボイラー・給湯設備

[補助率] 所要経費の3分の2以内

[補助金額] 補助上限額 50万円

[想定補助件数] 約30件

3 申請方法

[申請期間]

令和4年10月25日(火)から令和5年1月31日(火)[当日消印有効]まで

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

[申請書類配布]

原則、箱根町ホームページからのダウンロード

町長コメント

事業者の皆さまには、この補助制度を活用して省エネルギー対策や地球温暖化対策に取り組んでいただき、箱根という観光地の魅力アップ・地域の活性化につなげていただきたいと期待しております。あわせて、高騰する電力、燃料価格の負担軽減の一助となれば幸いです。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp